

地方独立行政法人北海道立総合研究機構中期計画 新旧対照表

第2期中期計画	第3期中期計画	2期と3期の違いの理由
<p>地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「道総研」という。）は、平成22年4月、幅広い研究分野を有する試験研究機関として北海道の総力を結集した研究開発等を進め、道民生活の向上と道内産業の振興に寄与することを目的に、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野からなる22の試験研究機関を統合して発足した。</p> <p>第1期においては、戦略研究や重点研究をはじめとした、分野横断的な研究や、外部機関と連携した事業の実施、企業等への技術支援、PR活動等を通じ北海道の試験研究機関として総合的な取組を進めてきた。</p> <p>北海道の地域の活性化、地域が世代交代しながら、持続的に着実に生き続けていくようになることが道総研の大きな使命であり、第2期においては、これまで培ってきた技術や知見を基に、総合力を発揮しながらこれまで以上に道民に活用される研究開発を進め、次に掲げる社会の形成に貢献する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 北海道の基幹産業である農林水産業による安全で品質に高い生産物の安定供給、地域の資源を生かした食品工業や地域に根ざしたものづくり産業の技術力の高度化などに関する研究開発を通じて、北海道が有する地域の特性を生かし、自立的な経済活動が地域に展開される社会の実現に貢献する。 防災・減災、生活環境の保全、生活空間の改善、持続可能な地域運営などに関する研究開発を通じて、後継者が育ち、地域の活力を継続できるとともに、高齢者をはじめ道民誰もが安全で快適に暮らし、幸せを実感できる地域社会の形成に貢献する。 地域環境の保全や自然との共生、資源の循環・有効活用、再生可能エネルギーの利活用や省エネ技術の高度化などに関する研究開発を通じて、環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動が確立した社会を創造し、北海道の豊かな自然の保全と次世代への継承に貢献する。 	<p>平成22年4月に、道民生活の向上と道内産業の振興に寄与することを目的に、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質、及び建築の各分野からなる22の試験研究機関を統合するとともに、外部機関との幅広い連携を進めながら、着実に研究開発の成果を生み出してきた。</p> <p>第3期においては、これまでの2期10年の実績や、この間の社会情勢の変化、科学技術の進展などを踏まえ、各研究分野の特性に応じた研究開発を着実に推進する。さらに、研究成果の実用化、事業化も視野に入れながら取り組むべき課題の選択と集中の観点に立って、総合的、戦略的に研究開発を推進し、「自立的な経済活動が展開される地域社会の実現」、「資源・エネルギーを最大限活かした循環型地域社会の創造」、「安全・安心で持続可能な地域社会の形成」に貢献する。</p> <p>あわせて、北海道の未来づくりなどにも貢献すべく、北海道の将来あるべき姿に關わる提言とともに実現に向けた研究開発にも積極的に取り組む。</p> <p>また、効果的、効率的な運営を目指し、研究開発の基盤である組織運営や財務運営を始め、人材の活用・整用などの諸制度や仕組みなどについて、適時・適切な見直しに取り組む。</p> <p>道総研は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条の規定に基づき、北海道知事から指示を受けた令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの5年間ににおける中期目標を達成するための計画を、以下のとおり定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期までの取組 ・第3期においての取組の考え方

第2期中期計画		第3期中期計画
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
<p>1 研究の推進及び成果の普及・活用</p> <p>研究成果の道民への一層の還元に向けて、技術力の向上等や環境保全等に必要な基盤的な研究、具体的な製品、施策につながる実用化のための研究等を戦略的に推進する。</p> <p>研究の推進に当たっては、企業や団体等のニーズを十分把握し、外部機関との積極的な連携や研究の重点化を図るとともに、公募型研究や共同研究など外部資金の獲得に積極的に取り組む。</p> <p>また、研究で得られた成果や知見が有効に活用されるよう、積極的な普及に取り組む。</p>	<p>1 研究の推進及び成果の普及・活用</p> <p>研究の推進に当たっては、企業や団体等のニーズを十分把握し、技術力の向上等に必要な基盤的な研究をはじめ、新たな製品・サービスの創出など実用化・事業化につながる研究等を重点化を図りながら戦略的に取り組む。更に国際社会における共通の指針である持続可能な開発目標（SDGs）等を踏まえ、様々な社会的課題に主体的に取り組み、その解決方策等を探り、関係機関が一体となって提言につなげる取組を実施する。</p> <p>また、道総研内はもとより、大学や企業等との連携をさらに進め、それぞれの強みを活かした公募型研究や共同研究など様々な研究による研究成果や知見が有効に活用されるよう積極的に発信し、普及に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「第3期中期計画策定に当たっての基本的な考え方（R1.6.6）」を踏まえ、「実用化・事業化」、「提言」に関する視点を追加
<p>(1) 研究ニーズへの対応</p> <p>道民等に有益な研究を確実に実施するため、道民、企業、行政機関、道の普及組織等から、地域固有のニーズや専門的なニーズを幅広く様々な機会を通じ収集する。</p> <p>収集した研究ニーズについては、道の施策や技術の動向等を踏まえ、迅速かつ的確に対応を決定する。</p>	<p>(1) 研究ニーズへの対応</p> <p>道民等に有益な研究を確実に実施するため、道民、市町村、道の普及組織等から地域固有のニーズや専門的なニーズを幅広く収集する。</p> <p>また、収集した研究ニーズに対して、道の施策や技術の動向等を踏まえ、迅速かつ的確に対応を決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「文言修正 「第3期中期計画策定に当たっての基本的な考え方（R1.6.6）」を踏まえ、「事業化」、「提言」に関する視点を追加
<p>(2) 研究開発の推進</p> <p>ア 基盤的な研究、実用化を推進する研究等の実施</p> <p>様々なニーズに応え、社会的課題の解決を図り、北海道のあるべき姿を目指すため、基礎的な研究をはじめ、新たな製品やサービスを創出するほか、施策として各地域で活用されるなど、新たな社会的、経済的価値を見据え、実用化・事業化につながる研究を推進する。</p> <p>なお、研究の推進に当たっては、限りある研究資源を遷移と集中の観点のもと効果的・効率的に配分し、地域と密着した道総研の強みを生かした研究に重点化を図るなど、戦略的に研究開発を推進する。</p> <p>また、AIやIOT等の先端技術を活用した研究に積極的に取り組む。</p>	<p>(2) 研究開発の推進</p> <p>ア 基盤的な研究、実用化を推進する研究等の実施</p> <p>様々なニーズに応え、社会的課題の解決を図り、北海道のあるべき姿を目指すため、基礎的な研究をはじめ、新たな製品やサービスを創出するほか、施策として各地域で活用されるなど、新たな社会的、経済的価値を見据え、実用化・事業化につながる研究を推進する。</p> <p>なお、研究の推進に当たっては、限りある研究資源を遷移と集中の観点のもと効果的・効率的に配分し、地域と密着した道総研の強みを生かした研究に重点化を図るなど、戦略的に研究開発を推進する。</p> <p>また、AIやIOT等の先端技術を活用した研究に積極的に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「明記 「第3期中期目標を踏まえ、「AIやIOT等の先端技術を活用した研究」に関する記載を追加

第2期中期計画	第3期中期計画	2期と3期の違いの理由						
			研究の重点化	研究の重点化				
<p>ア 研究の重点化</p> <p>道総研が取り組むべき研究分野のうち、地域が自立可能となる生活や産業の基盤を質・量ともに充実させるため、総合力を発揮して取り組む重点領域を設定し、研究開発の戦略的な展開を図る。</p> <p>①食料の安定供給技術の確立と食関連産業の振興 ②再生可能エネルギー等の安定供給システムと省エネルギー技術体系の構築 ③自然・産業・生活が調和した安全で持続可能な地域の整備</p> <p>道の施策や道民ニーズ、社会情勢の変化等に対応できるよう、具体的な展開方向について毎年度定める。</p>	<p>イ 研究の重点化</p> <p>道総研は、北海道を取り巻く社会経済情勢に的確に対応し、食料の安定供給及び食関連産業の振興、資源・エネルギーを最大限に活用した循環型地域社会の創造、そして安全・安心で持続可能な地域社会の形成を目指すため、次のとおり総合力を発揮して取り組む研究の柱を設定し、各々の柱ごとの取組を「重点的に取り組む研究推進項目」として明示しながら、分野横断的な研究や実用化につながる研究開発を戦略的に展開する。</p> <p>(ア) 高品質・高品位な食料安定供給技術の確立と食関連産業の振興 農水産物を安定して供給するとともに、農水産物による加工食品などの食関連産業の振興を図っていく観点から、安定多収な農業生産、持続的な漁業生産、農水産物の加工利用などに関する研究開発に重点的に取り組む。</p> <p>(イ) 再生可能エネルギーなどの利活用と循環型社会の構築 再生可能エネルギーなどが豊富に賦存する北海道において、エネルギーの安定供給による持続可能な社会を構築していく観点から、多様な再生可能エネルギーの利活用、エネルギー利用の効率化及び循環資源の利用などに関する研究開発に重点的に取り組む。</p> <p>(ウ) 生活基盤と産業振興に支えられた安全・安心で持続可能な地域社会の実現 生活基盤と地域産業を維持した安全・安心で持続可能な地域社会を実現していく観点から、地域・集落機能の維持、地域の特性を活かした産業の振興及び防災対策などに関する研究開発を外部機関との密接な連携を進めながら重点的に取り組む。</p> <p>道の施策や道民ニーズ、社会情勢の変化等に着実に対応できるよう、具体的な展開方向について毎年度定める。</p>	<p>研究基本構想における 3つの柱のもとで研究のほか、重点研究を含め、重点研究を図った研究開発を進めると修正</p> <p>研究の重点化を進めるためには、研究能力の向上が必要であるため、外部評価委員からなる研究評議会の結果を用いた新たな数値目標を設定。</p>	<p>研究の重点化については、次のとおり数値目標を設定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定内容</th> <th>目標値（令和 6 年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究課題評価における標準評価(6)以上の割合</td> <td>90 %</td> </tr> </tbody> </table>	認定内容	目標値（令和 6 年度）	研究課題評価における標準評価(6)以上の割合	90 %	
認定内容	目標値（令和 6 年度）							
研究課題評価における標準評価(6)以上の割合	90 %							

第2期中期計画		第3期中期計画	2期と3期の違いの理由			
<p>I 研究の実施 (比較のため移動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略研究 理事長のマネジメントにより、道総研の総合力を発揮して、企業、大学、国等の研究機関及び市町村等との緊密な連携の下、道の重要な施策等に關わる分野横断的な研究を戦略的に取り組む。 ・重点研究 技術力の向上等に必要な基礎的な研究、新たな研究開発につながる先導的な研究、環境や資源等の継続的な調査、地域固有のニーズに対応した研究、実用化につながる研究等を実施する。 ・経営研究 なお、研究の実施に当たっては、各研究分野相互の連携を十分に図るとともに、緊急の課題に対しても柔軟に対応する。 	<p>ウ 外部機関と連携した研究の推進</p> <p>道主体の事業に関する研究や調査である道受託研究や、企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との連携による公募型研究、道総研と企業等が連携し、両者の技術や知見を活用する一般共同研究、行政機関、企業等からの依頼による受託研究などに積極的かつ柔軟に取り組む。</p> <table border="1"> <tr> <td>外部機関と連携した研究課題数</td> <td>設定内容</td> <td>目標値 (令和6年度)</td> <td>420件</td> </tr> </table>	外部機関と連携した研究課題数	設定内容	目標値 (令和6年度)	420件	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・企業などとの連携を更に進め、それぞれの強みを生かした研究開発を進め、「外部資金を活用した研究の推進」から「外部機関と連携した研究の推進」に項目名を変更 ・項目名の変更に伴い、外部機関と連携した研究課題数に数値目標を改める。 ・道総研の内部研究制度となる戦略・重点・経営研究に関する記述については他の本文の記述に影響がないことから第3期においては削除
外部機関と連携した研究課題数	設定内容	目標値 (令和6年度)	420件			
<p>II 研究開発の推進方向</p> <p>道総研が取り組むべき具体的な研究内容を明らかにするため、中期目標における研究の推進方向を踏まえて、研究推進項目を別紙のとおり定める。</p> <table border="1"> <tr> <td>外部資金による研究課題数</td> <td>設定内容</td> <td>目標値 (平成31年度)</td> <td>400件</td> </tr> </table>	外部資金による研究課題数	設定内容	目標値 (平成31年度)	400件	<p>II 研究開発の推進方向</p> <p>研究の推進に当たっては、道が策定した総合計画をはじめ、各研究本部に關連する計画や施設等の趣旨を踏まえ、「研究開発」を「研究開発推進項目」を「研究開発の推進方向」として本文へ位置づけた。</p> <p>なお、以下に記載する研究推進項目のうち、前記の「イ 研究の重点化」に示した「重点的」に取り組む研究推進項目について、下線で表記するとともに、総力を発揮して取り組む研究の注(※)との対応関係を末尾に示す。</p> <p>※①：高品質・高品位な食料安定供給技術の確立と食肉連産業の振興 ②：再生可能エネルギーなどの利活用と循環型社会の構築 ③：生活基盤と産業振興に支えられた安全・安心で持続可能な地域社会の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期において別紙としていた「研究開発の推進方向」を「研究開発の推進方向」として本文へ位置づけた。
外部資金による研究課題数	設定内容	目標値 (平成31年度)	400件			

第2期中期計画	第3期中期計画	2期と3期の違いの理由
研究推進項目（※比較のため別紙から転記） Ⅰ 総合力を発揮して取り組む研究推進項目 1 食料安定供給技術の確立と食関連産業の振興に関する研究推進項目	(削除)	・研究推進項目は、「道総研における研究開発の基本構想（平成30年9月改定）」に沿って記載 ・項目整理による削除
(1) 食料安定供給技術の確立 ア 農水産物の安定生産に関する技術開発 我が国最大の食料供給地域としての役割を果たすため、国際競争力のある食関連産業振興の基盤となる安全な農水産物の安定的な生産・供給技術体系の確立に資する研究開発に取り組む。 ○ 生産性・加工適正に優れた農産物の新品種開発及び低コストな安定生産技術の開発 ○ 自給飼料を主体とした乳牛・肉用牛の生産技術の開発 ○ 水産物安定供給のための資源管理・養殖地技術の開発	(削除)	
(2) 市場競争力を有する食関連産業の振興 ア 農水産物及び加工食品の市場競争力の強化に関する技術開発 本道の豊かな農水産物を生かして、道内外、さらにはアジア市場等に向けて国際競争力のある高品質かつ低成本な農水産物と加工食品に関する研究開発に取り組む。 ○ 市場ニーズを踏まえた品質・加工適正などの評価技術と利用技術の開発 ○ 安全性確保や品質・鮮度保持に関する技術開発	(削除)	
2. 再生可能エネルギー等の安定供給・地域利用システムと省エネルギー技術体系の構築に関する推進項目	(削除)	
(1) 再生可能エネルギー等の安定供給・地域利用システムと省エネルギー技術体系の構築 ア 再生可能エネルギー等の安定供給システムの構築 持続可能な地域社会を支えるエネルギーを確保し、自給率を高めるため、地域に分散する再生可能エネルギー等の安定供給と利用拡大に資する研究開発に取り組む。 ○ エネルギー資源の賦存量等の把握・評価 ○ エネルギー資源の多様化に関する研究	(削除)	
イ 生活・産業の省エネルギー技術の構築 生活・産業面におけるエネルギー利活用の高効率化を図るため、省エネルギー技術の高度化などの研究開発に取り組む。 ○ 地域における生活・産業の省エネ技術に関する研究	(削除)	

第2期中期計画	第3期中期計画	2期と3期の違いの理由
ウ 地域のエネルギー供給・利用システムの構築	(削除)	
自立分散型エネルギーの利活用の推進を目指し、地域の資源特性を踏まえた最適なエネ ルギー需給システムの構築などの研究開発に取り組む。 ○ 地域におけるエネルギー需給戦略に関する研究		
3 自然・産業・生活が調和した安全で持続可能な地域の構築に関する研究推進項目	(削除)	
(1) 持続可能な地域システムの構築	(削除)	
ア 地域資源の活用による産業の振興に向けた新たな地域システムの構築に関する研究 急激な人口減少、少子化及び高齢化が進行する中、地域社会を安定的に維持するため、 持続可能な地域集落の構築・運営及び地域における生活や産業機能の維持向上に向けた 研究開発に取り組む。 ○ 少子化及び高齢化に対応した「安全・快適な生活環境の実現」や「地域・集落の維持・ 活性化」、「地域産業の新たな担い手形成」を目指した地域運営システムの構築・運営に関する研究		
1 地域機能維持の観点に立った防災・減災に関する研究	(削除)	
地震災害に対する防災機能の強化と被害軽減を図るとともに、これまで以上に災害に強く 安全に暮らせる地域社会を構築するため、防災・減災に関する研究開発に取り組む。 ○ 防災・減災に関する研究		
II 各研究分野の特性を生かしながら取り組む研究推進項目	(ア) 農業に関する研究推進項目	
1 農業に関する研究推進項目	ア 豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の振興 (1) 豊かな食生活を支える農業及び食関連産業を振興するための技術開発 我が国の食料自給率の向上に寄与し、消費者と食関連産業のニーズに応える安全で良質 な農産物を安定的に供給していくため、生産性や品質の向上に向けた技術開発のほか、こ のために不可欠な先端的・基盤的技術の開発に取り組む。 ○ 競争力の高い品種と良質・低コスト安定生産技術の開発 ○ 消費者と食関連産業のニーズに応える安全で良質な農産物生産技術の開発 ○ 実用技術の開発を促進するための先端的・基盤的技術の開発	
	イ 豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の振興 農産物の安定生産に関する技術開発 ○ 農産物が国最大の食料供給地域として、食料自給率の向上に寄与し、消費者と食関連產 業のニーズに応える安全で高品質・高品位な農産物を安定的に供給していくため、生 産性や品質の向上に向けた品種開発・技術開発のほか、I C T等を活用したスマート 農業などの先端的・基礎的技術の開発に取り組む。 ○ 優れた特性を有する水稲・畑作物などの品種開発と省力安定生産技術の開発① ・ 収益性の高い園芸作物の高品質・安定生産技術の開発① ・ 乳牛、肉用牛の生産技術・育種改良と飼料生産、家畜感染症予防技術などの開発① ・ I C T等を活用した農産物の安定生産技術の開発①	

第2期中期計画	第3期中期計画	2期と3期の違いの理由
	<p>○ 農産物と加工食品の市場競争力を高める技術の構築</p> <p>市場ニーズを踏まえた農産物と加工食品の品質向上・鮮度保持や新たな価値の創出、安全性確保などを図るため、農産物の品質・加工適性の評価、農産物の貯蔵・流通技術などに関する研究開発に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発 ① ・ 農産物と加工食品の安全生産保証と品質・鮮度保持技術の開発 ① 	
(2) 環境と調和した持続的農業の推進	<p>ア 環境と調和した持続的農業を推進するための技術開発</p> <p>北海道の豊かな自然環境と調和した農業生産を進め、消費者ニーズに応えるため、クリーン農業や有機農業、環境負荷低減の取組等による持続的な農業生産技術の開発に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者ニーズに応えるクリーン農業・有機農業を推進するための試験研究 ○ 環境と調和し持続性の高い農業を支援するための試験研究 	<p>b 環境と調和した持続的農業の推進</p> <p>豊かな自然環境と調和した農業生産を進めるとともに、消費者ニーズに応えるため、クリーン農業・有機農業を推進する化学合成農薬削減技術、化学肥料削減技術などの開発と体系化及び気候変動などに対応した農地の生産環境保全技術の開発に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境と調和した持続的農業を推進するための技術開発
(3) 地域の特色を生かした農業・農村の振興	<p>ア 地域の特色を生かした農業・農村を振興するための技術開発</p> <p>地域の特色を生かした農業・農村の振興を図るために、土壤・気象・土壌条件や地理的・社会的条件に応じた地域の特課題を解決するための試験研究や技術開発に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域農業・農村の発展・振興を支援するための試験研究 	<p>c 地域の特色を生かした農業・農村の振興</p> <p>地域の特色を生かした農業・農村の振興を図るために、土壤・気象・土壌条件や地理的・社会的条件に応じた地域の特課題を解決するための技術開発などに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業の発展と特産農産物の生産振興のための技術開発 ③ ・ 地域・集落を維持・活性化するための地域システムの開発 ③
2 水産に関する研究推進項目	<p>(1) 地域を支える漁業の振興</p> <p>ア 安定した漁業生産に関する技術開発</p> <p>北海道の水産業を将来にわたって維持し、活力のある地域づくりを進めるとともに、資源が低迷する日本海をはじめ、オホーツク海や太平洋等の各海域・地域の特性を生かした資源管理や増養殖に対する試験研究や技術開発に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安定した漁業生産を確保する資源管理技術の開発 ○ 安定した漁業生産を確保する増養殖技術の開発 	<p>(1) 水産に関する研究推進項目</p> <p>a 地域を支える漁業の振興</p> <p>北海道の基幹産業として、水産業を将来にわたり維持し、活力のある地域づくりを進めるとため、水産資源の評価・予測技術、資源管理技術、海面・内水面・陸上における増養殖技術、地域特産物の安定的な生産技術及びICTを活用した次世代型漁業技術に関する研究開発に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水産資源を持続的に利用するための資源管理技術の開発 ① ・ 水産物を安定供給するための増養殖技術の開発 ① ・ 地域水産業の振興のための技術開発 ③ ・ ICTを活用した次世代型漁業技術の開発

第2期中期計画	第3期中期計画	2期と3期の違いの理由
(2) 水産物の安全性確保と高度利用の推進 ア 水産物の安全性確保と高度利用に関する技術開発 道産水産物の安全性能を確保し、品質に対する評価を高めることとともに、限られた資源の有効利用を進めながら、水産加工業の高度展開を図るために、地域の水産物の品質管理と付加価値の向上、未利用資源の有効利用等に関する試験研究や技術開発に取り組む。 ○ 水産物の安全管理技術の開発 ○ 水産物の高度利用技術の開発	b 新たな資源の有効活用と高度利用の推進 市場ニーズを踏まえた水産物と加工食品の品質保持・向上や新たな価値の創出、安全性確保などを図るため、水産物の品質・加工適性の評価、水産物の品質管理技術及び未利用資源の有効利用などに関する研究開発に取り組む。 ○ 水産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発① ○ 水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発① ○ 利用水産資源を活用した研究開発	
(3) 自然との共生を目指した水産業の振興 ア 水域環境保全と海域高度利用に関する調査研究 北海道の豊かな自然環境との共生を目指した水産業の振興を図るために、海域及び内水面の環境評価、海況変動の予測、水域生態系の保全等に関する調査研究に取り組む。 ○ 水産業の基盤をなす水城環境保全に関する調査研究 ○ 海洋環境に觸和した海域高度利用に関する調査研究	c 自然との共生を目指した水産業の振興 自然環境と調和した水産業の振興を図るために、水域生態系・生物多様性の保全、温暖化などの環境変動による主要水産資源及び漁業への影響評価及び北海道周辺の水域を高度に利用する漁場造成に関する研究開発に取り組む。 ○ 水城環境保全と海域高度利用技術の開発	
3 森林に関する研究推進項目（比較のため(1)と(2)を入れ替える） (2) 林業の健全な発展と森林資源の循環利用の推進 ア 森林資源の充実と持続的な森林経営による林業の振興 森林資源の充実と持続的な利用を図るために、優良な造林用品種の開発や育林技術、効率的な森林施業・資源の安定供給などに関する研究開発に取り組む。 ○ 資源管理の高度化のための研究開発 ○ 林業経営の持続的な発展のための研究開発	(ウ) 森林に関する研究推進項目 a 森林資源の循環利用による林業及び木材産業の健全な発展 ○ 森林資源の循環利用を推進する林業技術の開発 森林資源の循環利用を推進するため、ドローンなどの UAV を用いたリモートセンシング技術や ICT 等の先端技術を活用しながら、着実な再造林に向けた優良種苗の効率的生産技術、人工林・天然林の適切な森林管理技術の高度化、気象害や生物害のリスクを回避する森林整備技術の開発及び原木の安定供給と木製品に至るサプライチェーンの最適化に向けた生産・流通システムの構築に取り組む。 ○ 森林資源の適切な管理と木材の生産・流通の効率化のための研究開発	
	○ 木材産業の競争力向上と遺産木材の利用技術の開発 道産木材・木製品の競争力の向上と利用拡大を図るため、C.L.T (直交集成板) をはじめとする建築構造材や内外装材などの生産・加工技術の高度化、木材・木製品の性能・品質向上技術、木質材料の新たな利用技術などの開発に取り組む。 ○ 木材産業の技術力向上のための研究開発	
イ 森林バイオマスの有効活用の推進 地域に分散する森林資源を有効に活用するため、森林バイオマスの変換技術や利用技術などの研究開発に取り組む。 ○ 森林バイオマスの総合利用の推進のための研究開発	○ 再生可能エネルギーなどの安定供給と高効率エネルギー利用システムの構築 道内に貯存する木質バイオマスの再生可能エネルギー資源としての効果的な利活用を図るために、エネルギー特性や地域特性に対応した高度利用技術及び安定供給技術に関する研究開発に取り組む。 ○ 再生可能エネルギーなどの利活用と安定供給のための技術開発②	

第2期中期計画		第3期中期計画
2期と3期の違いの理由		
(1) 地域の特性に応じた森林づくり及びみどり環境の充実 ア 豊かな直民生活のための森林機能の高度発揮 森林の持つ様々な機能を通じて道民生活の向上を図るため、公益的機能の持続的発揮 や、生物多様性に配慮した森林管理、森林・樹木の保護に関する研究開発に取り組む。 ○ 森林の公益的機能の発揮のための研究開発 ○ 生物多様性に配慮した豊かな森林を保全・維持するための研究開発	b 森林の多面的機能の持続的な発揮 森林の多面的機能の持続的発揮や樹木・専用林産物の活用を図るため、防災林・環境林の整備技術、水土保全や生物多様性に配慮した森林流域管理技術及び保健休養機能の活用技術を開発するとともに、有用樹木の選抜と増殖・管理・利用技術及びこの品種と生産・利用技術の開発に取り組む。 ・ 森林の多面的機能の発揮と樹木・専用林産物の活用のための研究開発 ③ ・ 地域・集落を維持・活性化するための地域システムの研究開発 ③ ・ 災害発生後の応急対策及び復興対策手法の開発 ③ ・ 災害の被害軽減と防災対策手法の開発 ③	(削除)
イ 生活環境の向上のためのみどり資源の活用 身近なみどりを活用して道民の生活環境にうるおいを与えるため、新しい緑化樹等の生産技術や地域に適した緑化の推進を行う研究開発に取り組む。 ○ 身近なみどり資源の活用のための研究開発	(削除)	(削除)
③ 技能力の向上による木材関連産業の振興 ア 道産木材の需要拡大と木材関連産業の競争力強化を図るため、森林資源の基本的な利用 ・ 産業木材の需要拡大と木材関連産業の競争力強化を図るため、森林資源の基本的な利用 ・ 価値を高める技術、木材・木製品の性能向上、きのこの価値向上に関する研究開発に取り組む。 ○ 木材・木製品の生産と流通の高度化のための研究開発 ○ 木材・木質構造物の安全性、信頼性、機能性向上のための研究開発 ○ きのこの価値向上のための研究開発	(工) 産業技術に関する研究推進項目 a 持続可能な地域づくりを支える産業の振興 製造業をはじめとする道内産業の競争力を高め、道民の暮らしを支える産業を推進することで、道内経済を力強くけん引していくため、ものづくり産業の競争力を強化する研究開発や、A.I.、I.O.T、ロボットなどの活用による情報システム・機械システムなどに関する技術開発に取り組む。 ・ ものづくり基盤力を強化するための研究開発 ・ 情報通信技術の高度化と活用技術の開発	(削除)
4. 産業技術に関する研究推進項目 (1) 持続可能な地域づくりを支える本道産業の振興 ア 地域のものづくり力を強化する研究開発 地域のものづくり力の向上を図るために、生産等に係る基盤技術力の強化や、一次産業の生産性向上に資する機器・システムなどに関する研究開発に取り組む。 ○ ものづくり基盤力を強化するための研究開発 ○ 地域特性を活用した産業を支援するための研究開発	イ 成長が期待される産業を育成する研究開発 成長が期待される産業や高齢社会を支える産業を育成するため、情報通信関連技術や高齢者等の支援機器の高度化などに関する研究開発に取り組む。 ○ 情報通信関連産業における新事業等の創出を支援する研究開発 ○ 高齢社会を支える産業を支援する研究開発	(削除)

第2期中期計画	第3期中期計画	2期と3期の違いの理由
<p>ウ 低炭素・循環型社会の実現に寄与する産業を育成する研究開発</p> <p>低炭素社会と循環型社会の実現に寄与するため、エネルギー自給率の向上や環境負荷低減などに関する研究開発に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> ローカルエネルギーの活用に関する研究開発 <input type="radio"/> 環境保全や環境に配慮したものづくりを推進するための研究開発 <p>(2) 成長力を持った力強い食関連産業の振興</p> <p>ア 加工食品の市場競争力を強化する研究開発</p> <p>本道食関連産業の競争力の強化を支援するため、食品の価値向上と、食品の加工、保存技術や加工・検査機器の高度化に関する研究開発に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 良質で豊富な原材料を生かし、多様な市場ニーズを踏まえた食品の高付加価値化に関する研究開発 <input type="radio"/> 安全性の確保と品質の維持向上に関する研究開発 	<p>b 成長力を持った力強い食関連産業の振興</p> <p>市場ニーズを踏まえた農水産物と加工食品の品質保持・向上や新たな価値の創出、安全性確保などを図るため、農水産物の品質・加工適性の評価、貯蔵・流通技術、品質管理・加工・保存技術、有用微生物の利用と発酵醸造技術などに関する研究開発及びこれを支える生産機械、システムの試験研究に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農水産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発 ① ・ 農水産物と加工食品の安全確保と品質・品質度保持技術の開発 ② ・ 食品加工を支える生産機械、システムに関する研究開発 	<p>(削除)</p>
<p>5 環境及び地質に関する研究推進項目</p> <p>ア エネルギー・環境・地質に関する研究推進項目</p> <p>再生可能エネルギー・や循環資源などの利活用の推進</p> <p>再生可能な社会を構築していく観点から、多様な再生可能エネルギーの利活用、エネルギー利用の効率化及び循環資源の利用に関する研究開発に重点的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーなどの利活用と安定供給のための技術開発 ② ・ 省エネルギー技術とエネルギーの効率的利用システムの開発 ② ・ 循環資源利用のための研究開発 ② 	<p>b エネルギー・環境・地質に関する研究推進項目</p> <p>再生可能なエネルギーなどが豊富に賦存する北海道において、エネルギーの安定供給による持続可能な社会を構築していく観点から、多様な再生可能エネルギーの利活用、エネルギー利用の効率化及び循環資源の利用に関する研究開発に重点的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構改正を踏まえ研究推進項目における分野名に「エネルギー」を追加 	<p>(削除)</p>
<p>(1) 生活・産業基盤を支える環境の保全、災害の防止及び地質資源の活用</p> <p>ア 北海道における地域環境の保全</p> <p>道民の生活・社会環境を高度に維持するため、環境質の変動を評価し、地域社会における多様なリスクの低減に関する研究に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 広域的な環境質の変動及びその影響と対応に関する研究 <input type="radio"/> 地域社会における多様なリスクの把握及び対応に関する研究 <p>イ 北海道の生物多様性の保全</p> <p>北海道の豊かな自然環境を保全し、社会産業活動と自然環境の調和を図るため、生物多様性の保全に関する研究に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 生態系における生物間相互作用に関する研究 <input type="radio"/> 人間活動と野生生物の共存に関する研究 	<p>b 生活・産業基盤を支える環境の保全</p> <p>道民の生活や産業の基盤を支える北海道の良好な環境及び生物多様性の保全に向け、流域圏における健全な水循環系の構築、「緩和」と「適応」を両輪とする気候変動対策、環境への負荷抑制技術、環境リスクの低減、自然環境の保全・再生、自然資源の利活用などに関する研究開発に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境を保全するための研究開発 ・ 生物多様性の保全のための研究開発 <p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>

第2期中期計画		第3期中期計画	2期と3期の違いの理由
ウ 地質災害の防止	c 災害の防止及び地質資源の活用 災害の防止及び地質資源の活用を図るため、地震や津波、土砂災害、火山噴火などの多様な自然災害の発生要因の解明、地質情報基盤を確立する研究開発、地質資源の持続的利用に関する研究開発などに取り組む。 <input type="radio"/> 地質災害・沿岸災害の発生要因に関する研究 工 地質資源の適正な開発・利用及び地質環境の保全	c 災害の防止及び地質資源の活用 災害の防止及び地質資源の活用を図るため、地震や津波、土砂災害、火山噴火などの多様な自然災害の発生要因の解明、地質情報基盤を確立する研究開発、地質資源の持続的利用に関する研究開発などに取り組む。 <input type="radio"/> 災害の被害軽減と防災対策手法の開発 ③ <input type="radio"/> 地質資源の開発と利用のための研究開発	(削除)
オ 環境・地質基盤情報の高度利用の推進	オ 環境・地質基盤情報の高度利用の推進 研究情報の高度利用促進のため、環境・地質基盤情報の体系的整備・充実及び情報共有・解析手法の開発に取り組む。 <input type="radio"/> 環境・地質に関する基礎情報の整備に関する研究 <input type="radio"/> 環境・地質に関する情報の高度利用に関する研究	オ 環境・地質基盤情報の高度利用の推進 (削除)	(削除)
6 建築に関する研究推進項目	(カ) 建築・まちづくりに関する研究推進項目 ア 著らし・地域・環境を育む建築・まちづくりの実現 (1) 環境負荷を低減する建築・まちづくりの研究 地域や建築物における環境負荷低減を実現するため、省エネルギーや再生可能エネルギーの一の活用に関する研究開発に取り組む。 <input type="radio"/> 地域における環境・エネルギーに関する研究 <input type="radio"/> 建築物における環境・エネルギーに関する研究	(カ) 建築・まちづくりに関する研究推進項目 a 著らし・地域・環境を育む建築・まちづくりの推進 <input type="radio"/> 持続可能な地域システムの構築 地域社会を安定的に維持するため、生産・生活基盤から見た持続可能な地域・集落の維持・活性化を目指した地域システムの構築・運営に関する研究に取り組む。 <input type="radio"/> 地域・集落を維持・活性化するための地域システムの研究開発 ③	・ 第3期中期目標を踏まえ研究推進項目における分野名に「まちづくり」を追加
イ 良質・安全な暮らしを支える建築・まちづくりの研究	イ 良質・安全な暮らしを支える建築・まちづくりの研究 良質で安全に暮らせるまちづくりのため、良質な建築ストックの形成・活用、建築物の安全性確保・向上や、災害に強いまちづくりに関する研究開発に取り組む。 <input type="radio"/> 良質な建築ストック形成に向けた研究 <input type="radio"/> 建築物の安全性確保・向上に関する研究 <input type="radio"/> 安全なまちづくりに関する研究	○ 安全な地域づくりのためのシステムの構築 安全な地域づくりを進めるため、多様な自然災害に対応したりスク評価に基づき、避難対策、応急・復興対策、土地利用、生活・産業の施設とインフラの防災対策などに関する研究に取り組む。 <input type="radio"/> 災害の被害軽減と防災対策手法の開発 ③ <input type="radio"/> 災害発生後の応急対策及び復興対策手法の開発 ③	

第2期中期計画		第3期中期計画	2期と3期の違いの理由
ウ 地域と産業を支える建築・まちづくりの研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少、少子化及び高齢化的状況下において持続可能な社会の実現のため、都市再生や集落の維持・再編などマネジメント手法や、地域の建築産業を支える技術、建築物の維持・再生に関する研究開発に取り組む。 ○ 成熟社会における地域マネジメント手法の研究 ○ 持続可能な建築物の建設・維持・再生に関する研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 墓らし・産業を支える都市・建築に関する研究 	<p>持続可能な社会の構築に向けて、積雪寒冷地での建築技術・環境負荷低減・安全性向上技術の開発・高密度化、住宅・建築の計画やシステム手法、都市の維持・活性化や機能再編などに関する研究開発に取り組む。</p>
ウ 研究ロードマップ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究分野の特性に応じた研究ロードマップの作成を通して、事業化・実用化を見据えた中長期の技術目標や研究成果の普及方法、それらの進行過程などを明確化し、道総研内で共することにより、一層効果的な研究の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> b 省エネルギーと再生可能エネルギーの利活用の推進 	<p>生活・産業施設などにおいてエネルギーを効率的に利用するため、設備・機器・システムの開発と効果的な活用及び地域のエネルギー特性を考慮したエネルギー・マネジメントシステムに関する研究に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー技術とエネルギーの効率的利活用システムの開発 ② ・再生可能エネルギーなどの利活用と安定供給のための技術開発 ②
(3) 研究の評価	<p>研究課題の設定、進捗管理、成果の活用を適切に行うため、研究本部において研究課題評議会を開催し、それぞれの専門分野の外部有識者の意見を取り入れた自己点検評価を実施する。</p> <p>また、法人本部においては、外部有識者で構成する研究評価委員会を設置し、研究課題評議会(外部評価)を実施する。</p> <p>さらに、これらの自己点検評価及び外部評価の結果を踏まえ、理事長は、研究課題の総合評価を実施する。</p> <p>なお、評価結果については、次年度以降の研究内容や課題の設定、事業運営等に反映する。</p>	<p>オ 研究ロードマップ</p> <p>中長期的な研究成果の目標や普及方法の明確化と、研究開発の推進方向の共有化を図るため、研究推進項目毎に、研究内容の関連性を視覚化した研究ロードマップを作成する。</p> <p>(3) 研究の評価</p>	<p>この項目は、研究ロードマップの作成が計画行為であることから文言修正</p> <p>・「地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 総務研究評価実施要綱」に従い文言修正</p> <p>研究課題の設定や研究の実施、進捗状況の管理、成果の活用等を適切に行い、研究の質の向上を図るために、外部有識者の参画を得て研究課題評価を実施する。</p> <p>・道総研本部においては、優れた見識を有する外部有識者で構成する研究評価委員会が行う重点的に取り組む研究課題に対する評価を踏まえ、理事長が評価を実施する。</p> <p>・各研究本部においては、各々の専門分野の外部有識者が参画する研究課題検討会における基盤的な研究課題等に対する意見を踏まえ、研究本部長が評価を実施する。</p>

第2期中期計画		第3期中期計画		2期と3期の違いの理由						
(4) 研究成果の発信	新たに得られた研究成果や知見を広く周知するため、学会等での発表、学術誌等への投稿、研究報告書等を発行することともに、成果発表会やホームページ等により公表する。研究成果の発信については、次のとおり数値目標を設定する。	(4) 研究成果の発信・普及	<p>研究成果を広く発信するため、学会での発表や学術誌への投稿等を行うとともに、成果発表会やセミナー、刊行物、ホームページ等を用いて研究成果や知見を広く公表・周知する。また、技術資料等の発行や展示会への出展、企業訪問などの多様な方法を用いて普及・活用を促進するとともに、農林水産分野においては道の普及組織等と緊密に連携し効果的な普及に取り組む。</p> <p>なお、成果の発信などにおいては、道総研の認知度向上を目指し、統一的にシンポルマークの使用などに取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第3期中期目標と整合を図り内容を整理し項目を統合 学会での発表や学術誌への投稿等を行うとともに、シンポルマークの統一的な使用により、道総研の認知度の向上につなげる取組を推進。 						
	<table border="1"> <tr> <td>設定内容 口頭及び刊行物による成果の公表件数</td><td>目標値（平成31年度） 2,850件</td></tr> </table>	設定内容 口頭及び刊行物による成果の公表件数	目標値（平成31年度） 2,850件		<table border="1"> <tr> <td>設定内容 口頭及び刊行物による成果の公表件数</td><td>目標値（令和6年度） 3,500件</td></tr> <tr> <td>設定内容 行政や企業等で活用された成果の数</td><td>目標値（令和6年度） 720件</td></tr> </table>	設定内容 口頭及び刊行物による成果の公表件数	目標値（令和6年度） 3,500件	設定内容 行政や企業等で活用された成果の数	目標値（令和6年度） 720件	<p>研究成果の発信については、次のとおり数値目標を設定する。</p>
設定内容 口頭及び刊行物による成果の公表件数	目標値（平成31年度） 2,850件									
設定内容 口頭及び刊行物による成果の公表件数	目標値（令和6年度） 3,500件									
設定内容 行政や企業等で活用された成果の数	目標値（令和6年度） 720件									
(5) 研究成果の普及	研究により得られた成果や知見の一層の活用を促進するため、技術資料等の発行や、展示会への出展、企業等への訪問等を行うなど、多様な機会の活用を図るとともに、農林水産分野における成果や知見については、道の普及組織との連携により、効果的な普及に取り組む。		<table border="1"> <tr> <td>設定内容 行政や企業等で活用された成果の数</td><td>目標値（平成31年度） 560件</td></tr> </table>	設定内容 行政や企業等で活用された成果の数	目標値（平成31年度） 560件	(4)へ統合				
設定内容 行政や企業等で活用された成果の数	目標値（平成31年度） 560件									

第2期中期計画		第3期中期計画									
2 知的財産の有効活用	2 知的財産の管理・有効活用	2 知的財産の管理・有効活用	2 知的財産の管理・有効活用								
(1) 知的財産の管理	(1) 研究や技術支援の成果として得られた重要な知見や新しい技術等については、企業等への利活用を促進するため、出願・保護するとともに権利化が適切でない技術についてはノウハウ化して、適切に管理する。 また、道が認定する農作物優良品種については、適切な管理を行う。	研究、技術支援の成果として得られた、活用が見込まれる重要な知見・技術、優良な植物の品種については、知的財産権を取得し、保護するとともに、技術動向や企業のニーズ、外部有識者の意見などを踏まえ、維持要否に係る基準のもと、譲渡等を進め適切に管理する。 また、活用を促進するため、知的財産に係る支援団体と連携した関連業界団体等への情報提供などをを行うとともに、優良な植物の品種については、道及び関係団体と連携し普及を図る。	研究が見込まれる重要な知見・技術、優良な植物の品種については、出願・保護し適切な管理を行っており、利用が見込まれる場合は、企業等への利活用を促進するため、出願・保護するとともに権利化が適切でない技術についてはノウハウ化して、適切に管理する。 また、活用を促進するため、知的財産に係る支援団体と連携した関連業界団体と連携進め利の譲渡・放棄進めることとし、現行計画の目標数値に掲げる「知的財産の権利数」及び「知的財産権の実施許諾契約件数」を「知的財産権一件あたりの利用許諾件数」に一本化を図り、記述も一本化。また、活用の促進に向け、効率的なPRなどを実施。								
知的財産の管理については、次のとおり数値目標を設定する。	<table border="1"><thead><tr><th>設定内容</th><th>目標値（平成31年度）</th></tr></thead><tbody><tr><td>知的財産権の権利数</td><td>210件</td></tr></tbody></table>	設定内容	目標値（平成31年度）	知的財産権の権利数	210件	知的財産の活用については、次のとおり数値目標を設定する。	<table border="1"><thead><tr><th>設定内容</th><th>目標値（令和6年度）</th></tr></thead><tbody><tr><td>知的財産権1件あたりの利用許諾件数</td><td>1.5件</td></tr></tbody></table>	設定内容	目標値（令和6年度）	知的財産権1件あたりの利用許諾件数	1.5件
設定内容	目標値（平成31年度）										
知的財産権の権利数	210件										
設定内容	目標値（令和6年度）										
知的財産権1件あたりの利用許諾件数	1.5件										
(2) 知的財産の利活用促進	知的財産については、研究成績の道民への一層の還元を推進するため、知的財産に係る支援団体等と連携して、企業等への情報提供や実施許諾に向けた活動を行うなど、積極的に利活用を促進する。 また、植物の新品种については、道及び関係団体と連携し、利用許諾の促進を図る。	知的財産の利活用については、次のとおり数値目標を設定する。	<table border="1"><thead><tr><th>設定内容</th><th>目標値（平成31年度）</th></tr></thead><tbody><tr><td>知的財産権の実施許諾契約件数</td><td>360件</td></tr></tbody></table>	設定内容	目標値（平成31年度）	知的財産権の実施許諾契約件数	360件				
設定内容	目標値（平成31年度）										
知的財産権の実施許諾契約件数	360件										
3 総合的な技術支援	3 総合的な技術支援の推進	3 総合的な技術支援	3 総合的な技術支援								
			・考え方の概要追記								

第2期中期計画		第3期中期計画		2期と3期の違いの理由								
(1) 技術相談、技術指導等の実施	地域や企業等が抱える技術的な課題を解決するとともに、研究成果の活用促進や研究ニーズを把握する機会として、これまでの研究成果や知見等を用いて、技術相談、技術指導、講師等派遣・依頼執筆、技術審査、技術開発器派遣指導を実施する。 また、ホームページ等により技術支授制度の利用方法や活用事例など分かりやすく説明することも、総合相談窓口において複数化・多様化する相談に対して迅速かつ的確に対応することにより、利活用の促進を図る。	(1) 技術相談、技術指導等の実施	地域や企業等が抱える技術的な課題を解決するとともに、研究成果の活用促進や研究ニーズを把握する機会として、これまでの研究成果や知見等を用いて、技術相談、技術指導、講師等派遣・依頼執筆、課題対応型支援、技術審査、技術開発器派遣指導を実施する。 企業などへの訪問やホームページ等により技術支授制度の利用方法や活用事例を分かりやすく説明するなどの広報活動に積極的に取り組む。 また、企業や道民等の複雑化・多様化するニーズに対し、道総研の総合力を活かし、大学や研究機関など幅広い連携を活用し、迅速かつ的確に対応することにより、利活用の促進を図る。	・広報活動の強化の追加 ・連携基盤の活用の追加								
(2) 依頼試験、設備使用等の実施	企業等の研究開発を支援するとともに、研究成果の活用促進や研究ニーズを把握する機会として、依頼試験、設備使用、インキュベーション施設の貸与を実施する。 実施に当たっては、利用者のニーズを踏まえて柔軟な対応を図るとともに、利用者の意見を把握し利便性の向上に取り組む。 また、ホームページ等により技術支授制度の利用方法や使用できる設備などについて分かりやすく説明し、利活用の促進を図る。	(2) 依頼試験、設備使用等の実施	企業等の研究開発を支援するとともに、研究成果の活用促進や研究ニーズを把握する機会として、依頼試験の実施や試験設備、機器を貸与する。 実施にあたっては、大学や研究機関、企業等の外部機関との役割分担を踏まえながら、道総研の強みを生かして企業等の多様なニーズに対応する。 また、ホームページ等により技術支授制度の利用方法や使用できる設備などについて分かりやすく説明し、利便性の向上を図る。	・文書修正 ・依頼試験と設備使用は、ともに企業などの課題解決のための有償の技術支援であり、それらの合計値を数値目標とする。								
(3) 建築性能評価、構造計算適合性判定の実施	依頼試験にについては、次のとおり数値目標を設定する。 <table border="1"><thead><tr><th>設定内容</th><th>目標値 (平成31年度)</th></tr></thead><tbody><tr><td>依頼試験の実施件数</td><td>4,580件</td></tr></tbody></table> 設備使用については、次のとおり数値目標を設定する。 <table border="1"><thead><tr><th>設定内容</th><th>目標値 (平成31年度)</th></tr></thead><tbody><tr><td>設備使用の件数</td><td>1,160件</td></tr></tbody></table>	設定内容	目標値 (平成31年度)	依頼試験の実施件数	4,580件	設定内容	目標値 (平成31年度)	設備使用の件数	1,160件	(3) 建築性能評価、構造計算適合性判定の実施	建築基準法に基づき、構造方法等の認定に必要な建築物の性能評価及び構造計算適合性判定を実施する。	
設定内容	目標値 (平成31年度)											
依頼試験の実施件数	4,580件											
設定内容	目標値 (平成31年度)											
設備使用の件数	1,160件											

第2期中期計画		第3期中期計画	2期と3期の違いの理由
(4) 担い手の育成支援	企業等の技術者や地域産業の担い手、大学等の学生の育成を支援するため、研修会・講習会の開催や研修者の受け入れを行い、研究成果や知識、技術の普及を図る。	(4) 地域や産業の担い手の育成 企業等の技術者や地域産業の担い手、学生の育成を支援するため、研修会・講習会の開催や研修者の受け入れを行い、研究成果や知識、技術の普及を図る。	・文言修正
4 連携の推進	4 連携の推進	4 連携の推進 道民、企業、行政機関等からの多様なニーズに応えるため、連携の強化や取組内容の充実を図る。	・考え方の概要追記
(1) 外部機関との連携	企業や地域からの様々な相談や課題の解決に応えるため、連携協定や連携コーディネーター等を活用して、連携基盤の構築、充実を図り、大学、他の研究機関などの外部機関との連携協定の締結を図り、大学、他の研究機関、関係団体、金融機関等の多様な外部機関と連携し、研究・普及・技術支援・人材交流等の事業を北海道総合研究プラザを効果的に活用して推進するとともに、各地域においても研修会の開催や意見交換の場を設けるなど連携交流に取り組む。	(1) 外部機関との連携 企業や地域からの様々な相談や課題の解決に応えるため、大学、他の研究機関などの外部機関との連携基盤の構築、充実を図り、研究開発、成果の公表・普及、技術支援、人材交流等の事業を実施する。 連携を一層強化するために、連携協定や連携コーディネーター、産学官金のコーディネーターを担う人材のネットワークを活用し、北海道総合研究プラザを連携交流の場として効果的に活用する。 また、各地域においても研修会の開催や意見交換の場を設けるなど連携交流に取り組む。	・文言修正
(2) 行政機関との連携	道の施策に対応した研究等を推進することとともに、研究成果を施策へ反映するため、道の関係部等と情報交換、意見交換等を緊密に行い、情報の共有化を図る。 また、国の施策に対応した研究等の推進や市町村の行政課題に対応した研究・技術支援を行うため、国や道、市町村等とも情報交換、意見交換等を緊密に行い情報の共有化を図る。	(2) 行政機関との連携 道の施策に対応した研究等を推進するとともに、研究成果を施策へ反映するため、道の関係部等と情報交換、意見交換等を緊密に行い、情報の共有化を図る。 また、国の施策に対応した研究等の推進や市町村の行政課題に対応した研究・技術支援を行いうため、国や道、市町村等とも情報交換、意見交換等を緊密に行い情報の共有化を図る。	

第2期中期計画		第3期中期計画		2期と3期の違いの理由				
5 広報機能の強化	研究活動に対する道民の要望等を把握し、得られた成果の道民への還元と利用を促進するため、報道機関への情報提供はもとより、刊行物や電子媒体、イベント等を利用して、研究普及・技術支援等の活動に囲む情報を広く分かりやすく道民に伝える。 また、企業等の新たな利用の発掘に当たり、特定のターゲットに重点を置くなど、戦略的な広報活動を展開する。 なお、取組を進めるに当たっては、研究成果の普及のみならず、道民や企業との双向コミュニケーションなどにより、ニーズの把握に取り組む。	5 広報機能の強化	効果やメディアごとの伝わり方などの情報収集・分析を踏まえて、広報活動の質の向上を図る。 また、報道機関への積極的な情報提供とともに、ホームページやメールマガジンなど、ICTの効果的な活用により研究開発成果や技術支援制度などを広く分かりやすく伝え、道総研の知名度向上や利用拡大につなげる。 なお、取組を進めるに当たっては、利用者ニーズの把握につなげられるよう道民や企業との双方のコミュニケーションを図る。	・広報活動の質の向上について追記 ・文言修正				
広報活動については、次のとおり数値目標を設定する。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設定内容</th><th>目標値（平成31年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報発信の回数</td><td>1,230件</td></tr> </tbody> </table>		設定内容	目標値（平成31年度）	情報発信の回数	1,230件	広報活動については、次のとおり数値目標を設定する。
設定内容	目標値（平成31年度）							
情報発信の回数	1,230件							
広報活動については、次のとおり数値目標を設定する。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設定内容</th><th>目標値（令和6年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報発信の回数</td><td>1,660件</td></tr> </tbody> </table>		設定内容	目標値（令和6年度）	情報発信の回数	1,660件	広報活動については、次のとおり数値目標を設定する。
設定内容	目標値（令和6年度）							
情報発信の回数	1,660件							
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにしてべき措置		第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにしてべき措置						
1 業務運営の基本的事項	効果的、効率的な組織運営を展開するため、予算や人員等の資源配分の見直しを不斷に行うと共に、重点領域の推進に対する研究課題等に対しても、資源の重点的な配分を行う。 また、資源の戦略的な運用を行う。 また、研究の推進状況にあわせ、資源の弹力的な配分を行う。	1 業務運営の基本的事項	効果的、効率的な業務運営を展開するため、予算や人員等の資源配分の見直しを不斷に行うとともに、業務実績に対する評価結果を適切に業務運営に反映させる。 特に、重点的に取り組む研究推進項目の研究課題等に対しては、資源の重点的な配分を図り、限られた資源の戦略的な運用を行うほか、研究の推進状況にあわせ、弾力的な配分を行う。	・文言修正（2項との区分） ・第3期中期目標に業績評価の結果を反映が記載されたこと に伴う対応の追記				
2 組織体制の改善	効果的・効率的な組織運営を展開するため、中長期的な視点に立って、組織構造の見直しを図る。	2 組織体制の適切な見直し	効果的・効率的な組織運営を展開するため、中長期的な視点に立って、適切に組織の見直しを図る。	・第3期中期目標に合わせて項目名を修正 ・文言修正				
3 業務の適切な見直し	(1) 事務処理の簡素化 事務の簡素化・効率化を図るため、業務内容や事務処理手順を見直すとともに、情報の共有化やペーパレス化を推進する。	3 業務の適切な見直し	(1) 事務処理の簡素化等 事務の簡素化・効率化を図るため、業務内容や事務処理手順を見直すとともに、情報の共有化やペーパレス化を推進する。	・第3期中期目標に情報共有やペーパレス化が記載されたことに伴い、対応を追記。				
(1) 事務処理の改善	道総研の活動について、道民、市町村、関係団体や利用者等の意見の把握に取り組むほか、道と連携して市町村、関係団体等との意見交換に取り組み、業務運営の改善を図る。	(2) 道民や利用者からの意見把握と改善	(2) 道民意見の把握及び業務運営の改善 道総研の活動について、道民、市町村、関係団体や利用者等の意見の把握に取り組むほか、道と連携して市町村、関係団体等との意見交換に取り組み、業務運営の改善を図る。	・第3期中期目標に合わせて項目名を修正				

第2期中期計画		第3期中期計画									
2期と3期の違いの理由											
4 人事の改善		4 職員の能力向上と人材の確保									
(1) 職員の意欲等の向上	<p>職員の意欲と能力の向上を図るため、自己申告等を通じて、自らが担う役割への自覚を促すとともに、職員の業務実績や能力、適正等を把握し、適材適所の人事配置や給与への反映に取り組む。</p> <p>また、顕著な功績等があつた者に対して表彰を行い、その実績を周知する。</p>	<p>(1) 職員の能力や意欲の向上</p> <p>職員の意欲と能力の向上を図るために、人事評価制度を通して、自らが担う役割への自覚を促すとともに、職員の業務実績や能力、適正等を把握し、適材適所の人事配置や給与への反映に取り組む。</p> <p>また、顕著な功績等があつた職員・グループを表彰し、その実績を周知するほか、多様な働き方を推進するための環境整備に取り組むほか、女性職員の活躍促進やワークライフバランスの推進を図るために、人事管理の総合調整や活躍促進につながる施策の立案に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期目標に合わせて項目名を修正 ・第3期中期目標に公正な人事評価、表彰実施、多様な働き方が記載されたことに伴う対応の追記 								
(2) 人材の採用、育成	<p>今後の研究等の方向性や職員構成などを見据え、職員採用を適切に行う。</p> <p>また、各階層に求められる役割の確認や研究開発能力等の向上を図るため、研修を計画的に実施する。</p>	<p>(2) 人材の確保及び育成</p> <p>長期的な視点に立った人材確保のため、研究等の方向性や職員構成などを見据え、社会経済情勢を踏まえた計画的な職員採用に取り組む。</p> <p>また、研究開発能力等の向上を目指し、研修内容の充実を図るなど、幅広い視野を持つ人材の計画的な育成に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期目標に合わせて項目名を修正 ・第3期中期目標に人材の確保を記載したことによる対応の記載 								
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置		第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置									
1 財務の基本的事項		1 財務の基本的事項									
(1) 透明性の確保	<p>経営の透明性を確保するため、財務諸表等を公表するほか、運営費交付金が前年度比で毎年1%縮減（研究開発経費及び人件費を除く）とされるところから、事務的経費や維持管理経費の削減など、財務運営の効率化に取り組む。</p> <p>なお、運営費交付金については、少なくとも令和元年度比で3%縮減を行うとの中期目標を踏まえ、計画的な予算執行に努める。</p>	<p>(1) 透明性の確保</p> <p>経営の透明性を確保するため、財務諸表等を公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項目を統合 								
(2) 財務運営の効率化	<p>財務運営の効率化を図るため、事務的経費や維持管理経費の節約に取り組む。</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務に係る経費（研究開発経費を除く。）は、前年度比1%縮減するよう取り組む。</p> <p>これらの取組や、多様な財源を確保することにより、運営費交付金については、少なくとも平成26年度比3%縮減するよう計画的に取り組む。</p>	<p>(2) 財務運営の効率化</p> <p>財務運営の効率化を図るため、事務的経費や維持管理経費の節約に取り組む。</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務に係る経費（研究開発経費を除く。）は、前年度比1%縮減するよう取り組む。</p> <p>これらの取組や、多様な財源を確保することにより、運営費交付金については、少なくとも平成26年度比3%縮減するよう計画的に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項目を統合 								
2 多様な財源の確保		2 多様な財源の確保									
	<p>財務の安定化を図るため、共同研究などの外部資金の獲得や、知的財産収入、依頼試験收入、その他収入などの自己収入を確保する。</p>	<p>(1) 外部資金の獲得</p> <p>公募型研究、受託研究等による外部資金の獲得に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「多様な財源の確保」については、内容を整理し「外部資金の獲得」、「自己収入の確保」として項目を分割 ・数値目標追加 								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設定内容</th> <th>目標値（令和6年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究経費に占める外部資金の割合</td> <td>70%</td> </tr> </tbody> </table>	設定内容	目標値（令和6年度）	研究経費に占める外部資金の割合	70%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設定内容</th> <th>目標値（令和6年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究経費に占める外部資金の割合</td> <td>70%</td> </tr> </tbody> </table>	設定内容	目標値（令和6年度）	研究経費に占める外部資金の割合	70%	
設定内容	目標値（令和6年度）										
研究経費に占める外部資金の割合	70%										
設定内容	目標値（令和6年度）										
研究経費に占める外部資金の割合	70%										

第2期中期計画		第3期中期計画	2期と3期の違いの理由
(2) 自己収入の確保	(2) 自己収入の確保	「多様な財源の確保」については、内容を整理し項目を分割	
3 経費の効率的な執行	3 経費の効率的な執行	広範囲にわたる企業等のニーズを受け入れ、知的財産の活用や依頼試験、設備の提供を通じ、自己収入の確保に取り組む。	
(1) 経費の執行 経費の適切で効率的な執行を図るために、定期的に各種経費の執行状況を確認するとともに、会計制度に関する研修の実施等により、職員のコスト意識の醸成を図る。	(1) 経費の執行 経費の適切で効率的な執行を図るために、定期的に各種経費の執行状況を確認するとともに、会計制度に関する研修の実施等により、職員のコスト意識の醸成を図る。		
(2) 管理経費の節減 各種業務の効率化、簡素化を進めるとともに、適切な維持管理や一括契約の活用などにより、管理経費の節減を図る。	(2) 管理経費の節減 各種業務の効率化、簡素化を進めるとともに、適切な維持管理や一括契約の活用などにより、管理経費の節減を図る。		
4 資産の管理 資産を適切に管理するとともに、研究設備や機器等の共同利用などにより、資産の有効活用を図る。	4 資産の管理 資産を適切に管理するとともに、研究設備や機器等の共同利用などにより、機器等の有効活用を図る。	・文書修正	
第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置		第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1 施設及び設備の整備_活用 (比較のため(1)と(2)を入れ替え) (2) 施設等の整備 中長期的な視点に基づいた施設整備計画に基づき、施設及び設備の計画的な整備に取り組む。	1 施設・設備の整備及び活用 (1) 施設等の整備 老朽化した大規模施設の更新の考え方を中長期的な視点に立って明らかにした施設等整備計画に基づき、施設の建替や移転・集約を進めなど、計画的な施設・設備の整備に取り組む。	・第3期中期目標と の整合を図り修正	
(1) 施設等の維持管理 施設及び設備の適切な維持管理を行うため、施設の長期保全計画に基づき、ファシリティマネジメントの取組を進め、施設の長寿命化や有効活用、コストの縮減を図る。	(2) 施設等の維持管理 施設及び設備の適切な維持管理を行うため、施設の長期保全計画に基づき、ファシリティマネジメントの取組を進め、施設の長寿命化や有効活用、コストの縮減を図る。	・第3期中期目標と の整合を図り項目を 整理	
2 法令の遵守 役職員に対する研修などの機会を通じて、コンプライアンスの意識を徹底し、業務執行における中立性と公平性を確保するとともに、研究活動における不正行為の防止を図る。	2 内部統制の整備 (1) コンプライアンスの徹底 道徳研に対する道民からの信頼を損なうことがないよう、役員及び職員に対する研修などの機会を通じて、コンプライアンスの意識を徹底し、業務執行における中立性と公平性を確保するとともに、不正行為の防止を図る。	・第3期中期目標と の整合を図り項目を 整理	
3 安全管理 職員が安全な労働環境で業務に従事できるよう配慮し、また、イベントの開催にあたってはマニュアルを整備するなど、事故等の発生を未然に防止するよう取り組む。	(2) 安全確保・リスク管理 職員が安全な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、イベント等の開催にあたっては事故等の発生を未然に防止するよう取り組む。 また、事故・災害等の緊急時の対応策について、予めリスクを想定し連絡体制や責任者を明確にするなど、必要な体制の整備等に取り組む。	・第3期中期目標に 照らしては事故等の発生を未然に防止するよう取り組む。 また、事故・災害等の緊急時の対応策について、予めリスクを想定し連絡体制や責任者を明確にするなど、必要な体制の整備等に取り組む。	

第2期中期計画		第3期中期計画	2期と3期の違いの理由
4 情報セキュリティ管理 情報セキュリティがリシーに基づき、システム機器の安全確保を図るほか、職員に対する研修や注意喚起等を行うことにより、情報資産の漏えいを防止するなど適切に管理する。	(3) 情報セキュリティ管理 情報セキュリティに基づき、システム機器の安全確保を図ることや、職員に対する研修・注意喚起を行うことにより、部外者の不正なアクセス、職員等による改ざん・漏えいを防止するなど、情報資産を適切に管理する		・第3期中期目標との整合を図り修正
5 社会への貢献 道民や子どもたちへの科学技術に対する理解の増進を図るために、視察者や見学者への対応、出前授業の実施、公開デー等の各種イベントの開催や出展等に取り組む。 また、JICA等が実施する国際協力事業等に協力する。	(1) 國際協力 行政や企業、大学等と連携し、JICA（独立行政法人国際協力機構）などが実施する国際協力事業に研究員の派遣、技術支援等で協力する。 (2) 科学技術に対する道民等の理解の促進 道民等への科学技術に対する理解の促進を図るために、視察者や見学者の対応、公開デー等の各種イベントの開催や出展等に取り組む。		・第3期中期目標との整合を図り項目を分割
6 災害等の対応 (1) 災害発生時等の対応 道との協定に基づき、道や市町村が必要とする支援を迅速かつ的確に実施する。	(3) 災害等への対応 災害等発生時において、道との協定に基づき、道や市町村が必要とする支援を迅速かつ的確に実施する。		・文書修正
(2) 災害等に関連した調査・研究 行政との連携の下、災害等に関する調査、研究等を迅速かつ的確に実施する。	(削除)		・災害に関する研究については、第1_1_(2)－エ研究開発の推進方向に記載
7 情報公開 運営に関する情報について、ホームページ等を活用して積極的に公開・提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。	4 情報公開 運営に関する情報について、ホームページ等を活用して積極的に公開・提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。		
8 環境への配慮 業務運営にあたっては、再生紙の使用をはじめ、環境負荷ができるだけ小さな製品を購入するなど、環境への配慮に取り組む。	5 環境への配慮 業務運営にあたっては、環境に配慮した物品の購入や、廃棄物の分別徹底など、環境への配慮に取り組む。		・文書修正
第5 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙	第5 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙		・文書修正
第6 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 3.3億円	第6 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 3.4億円		・第3期予算決定

第2期中期計画		第3期中期計画		2期と3期の違いの理由
2 想定される理由	運営費交付金の受入れ遅延及び事故発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れること。	2 想定される理由	運営費交付金の受入れ遅延及び事故発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れするため。	・文言修正
第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	地方独立行政法人法の手続きに則り、次の財産を処分する。	第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	は、当該財産の処分に関する計画	なし
第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	なし	第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	なし	
第9 剰余金の用途	決算において剰余金が発生した場合は、業務運営の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	第9 剰余金の用途	決算において剰余金が発生した場合は、業務運営の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	
第10 その他	各事業年度の予算編成過程等において決定する。	第10 その他	各事業年度の予算編成過程等において決定する。	
1 施設及び設備に関する計画	各事業年度の予算編成過程等において決定する。	1 施設及び設備に関する計画	各事業年度の予算編成過程等において決定する。	
2 人事に関する計画	第2の4「人事の改善」に記載のとおり	2 人事に関する計画	第2の4「職員の能力向上と人材の確保」に記載のとおり	・文言修正
3 積立金の用途	次の業務の財源に充てる。	3 積立金の用途	次の業務の財源に充てる。	・施設設備等整備事業
	・施設設備等整備事業			・道民生活の向上及び道内産業の振興に貢献する研究・知的財産・技術支援・外部機関との連携強化に係る業務及びその附帯業務
4 その他法人の業務運営に関する必要な事項	「第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項」に記載のとおり	4 その他法人の業務運営に関する必要な事項	「第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項」に記載のとおり	・新規記載